

## 障害者の方々が働きやすい職場環境を 実現するためには？



### “障害者作業施設設置等助成金”のご紹介

障害者の方を雇用する際会社は、障害者の方が十分にその能力を発揮できるように施設や設備などの社内環境を整備することが重要となってきます。そのような環境を実現するためには当然資金が必要となってくるわけですが、今回ご紹介させていただくのは、障害者の方が働きやすい職場環境を実現したいと考えている会社の経済的負担を少しでも軽くしてもらうために創設された助成金です。

状況に応じて様々な助成金がありますので今後数回に分けてご紹介させていただきます。

#### 1. 「障害者作業施設設置等助成金」

##### ◎ 概要

障害者を正規社員として雇用するか、継続して雇用している会社に対し、障害者が作業しやすくするための施設や設備を設置、整備した（賃借を含む）場合にその費用の一部を助成するもので、この助成金は、**第1種（設置・整備）**と**第2種（賃借）**の2つに分かれています。

##### ◎会社の受給要件

- ① 対象障害者の作業を容易にするために配慮された施設や設備の設置（賃借）を行う会社
- ② 施設等の設置や整備（賃借）を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難となる会社

##### ◎対象障害者

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者（短時間労働者含む）
- ④ ①～②で短時間労働者の場合は、障害の程度が重度である障害者

## ◎受給対象費用

※ 以下の要件を満たす①作業施設、②附帯施設、③作業設備が対象となります。

### ① 作業施設

- ア) 対象障害者の障害を克服し、作業を容易にするために配慮された施設
- イ) 支給対象となる費用の額は、あらかじめ定められた基準により算定された額の範囲内における工事費用等の合計額及び購入に必要な費用

### ② 附帯施設

- ア) 作業施設に附帯する施設で、対象障害者の障害を克服し、作業を容易にするために配慮された施設
- イ) 支給対象となる費用の額は、当該附帯施設の設置、整備に必要な額

### ③ 作業設備

- ア) 対象障害者の障害を克服し、作業を容易にするために配慮された設備、機器
- イ) 支給対象となる費用の額は、当該作業設備の設置、整備に必要な額

※ 第2種助成金における費用の額は、  
それぞれ施設等の1ヶ月の賃借料等が対象となります

## ◎支給金額

### ① 第1種

| 助成率 | 支給限度額   |
|-----|---|
| 2/3 | 対象障害者1人につき <b>450万円</b><br>(作業設備については対象障害者1人につき150万円)<br>同一会社につき同一年度あたり4,500万円を限度 |

### ② 第2種

| 助成率 | 支給限度額  |
|-----|--|
| 2/3 | 対象障害者1人につき <b>月13万円</b><br>(作業設備については対象障害者1人につき月5万円) |



## ◎ 申請について

### ① 第1種

- ・原則として対象作業施設等の設置、整備を行おうとする日の前日から起算して2ヶ月前までに事前申請が必要
- ・高齢・障害者支援機構から助成金の認定通知を受けた後に工事等を開始
- ・設置、整備等完了後、認定日から起算して1年以内に支給申請書の提出を行う

### ② 第2種

- ・原則として、賃貸借契約を行おうとする日の前日の2ヶ月前から賃貸借契約締結日の翌日から3ヶ月以内に申請が必要
- ・賃借した作業施設等を対象障害者が使用開始した日の翌月から6ヶ月毎に支給申請書の提出を行う（期限は期間終了日の翌月末日まで）

※実際に申請を行うためには、支給申請書を提出する前に事前に機構に申請する旨を報告しておく必要がありますのでご注意ください。

また、上記以外にも支給要件がございますので、ご興味ご関心がございましたら、是非ご連絡下さい。

障害者雇用に関しては、今回の「障害者作業施設設置等助成金」以外にも様々な種類の助成金が存在します。今後も随時ご紹介させていただきますので、ご参考下さい。

(平成23年12月現在)